

第81回国民スポーツ大会小林市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市観光・接伴基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の利便性向上を図るとともに本市の特産品等の紹介及び販売を促進するための売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、開会行事または競技開始1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント相当）とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 販売品目

売店における販売品目は次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又は日本のひなた宮崎国スポ・障スポマスコットキャラクター「みやざき犬」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは販売品目とすることができる。）
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

7 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
 - ア 申請書の提出時において、小林市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者
 - イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認める者。
 - ウ 第76回国民体育大会（以下「国体」という。）以降の国体・国民スポーツ大会およびその競技別リハーサル大会に出店実績がある者
 - エ その他実行委員会が認めるもの
- (2) 次の条件をいずれも満たす者
 - ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること
 - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること
 - ウ 当該出店業務に関する法令等に違反し、申請書の提出時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと
 - エ 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと
 - オ 申請書の提出時点において、市町村税の滞納がないこと
 - カ 小林市暴力団排除条例第2条第2号または3号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、従業員等として暴力団員等を使用又は雇用していないこと

8 経費の負担

売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。

9 運営設備等

売店出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて西諸広域行政事務組合消防本部に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張以内
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) その他実行委員会が必要と認める書類

11 出店者の選定

実行委員会は、本要項に基づき、適当であると認める者を出店者として選定する。ただし、当該申請をする者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は優先して選定することができることとし、申請が定数を超える場合は、抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認める者

12 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）及び売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

飲食物に関する営業許可を必要とする出店者は、保健所に必要な届出を行い、許可を証明する書類又は受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会に提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、従事者の中から売店責任者を定め、売店開設期間中は常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分に配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品等を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外の商品等を販売すること。
- (5) アルコール飲料（実行委員会が郷土物産品と認めるものを除く。）及び危険物を販売すること。
- (6) 商品等の無償提供（試飲及び試食を含む）をすること。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない火気器具及び燃料等の危険物を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及び従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に提示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。

- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは提示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入又は搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するIDカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店は、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わない。

19 事故等発生時の対応

売店責任者は、売店において事件又は事故が発生したときは、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。

- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

21 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 損害賠償

出店者及び従事者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

23 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等の実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

24 個人情報の取扱い

売店出店者等の個人情報については、小林市個人情報保護法施行条例をはじめ関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店設置運営については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。